

エンディングゲーム（ＡＣＰ啓発ボードゲーム）貸出要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、（株）omni healが制作したエンディングゲーム（以下、「エンディングゲーム」という。）を貸出しすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第２条 エンディングゲームは、ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）の研修等において使用するものとする。

（貸出対象者）

第３条 エンディングゲームの貸出しの対象者は、原則、市内の医療機関及び介護・福祉関係機関とする。

（貸出申込み）

第４条 エンディングゲームを借り受けようとする者（以下、「借受者」とする）は、「エンディングゲーム（ＡＣＰ啓発ボードゲーム）貸出申込書（別記様式第１号）」を市長に提出し、エンディングゲームを借り受けるものとする。

（貸出期間）

第５条 エンディングゲームの貸出期間は、借り受けた日から１４日以内とし、原則として延長は認めない。但し、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

（貸出台数）

第６条 エンディングゲームの貸出台数は、原則、１回の貸出期間につき最大１０セットとする。但し、研修参加者３－４人あたり１セットとし、参加者数を超える場合はこの限りでない。

（貸出料）

第７条 エンディングゲームの貸出しは、無料とする。ただし、エンディングゲームの備品である遺言書の印刷費など、準備が必要なものについては借受者の自己負担とする。

（借受者の責務）

第８条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）エンディングゲームは、ＡＣＰの啓発を目的にした研修等で使用すること
- （２）エンディングゲームを借り受けた権利の譲渡や転貸しないこと
- （３）エンディングゲームを複製しないこと
- （４）滅失又はき損しないよう使用すること
- （５）貸出期間を厳守すること
- （６）市が返却を求めた場合は、直ちに返却すること
- （７）その他市長が指示した事項

（損害賠償）

第９条 借受者の責めに帰すべき理由によってエンディングゲームを滅失し、又はき損したときは、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 エンディングゲームの使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、エンディングゲームの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。